

米子市週休2日工事実施要領（下水道施設工事）

1 趣旨・目的

建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、米子市が発注する下水道施設工事における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

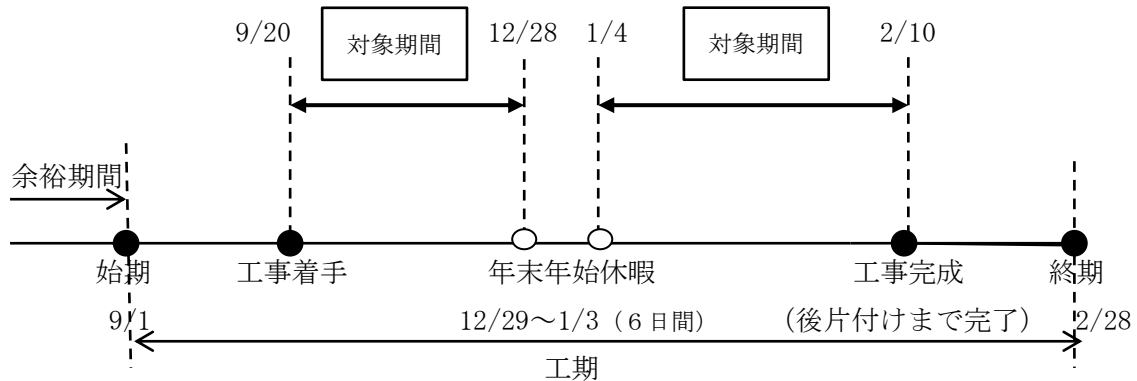
2 定義

- (1) 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 月単位の週休2日：対象期間内の全ての月毎に、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、4週8休（28.5%（8日／28日））以上、確保されていることをいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所で28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば、28.5%以上を達成しているものとみなす。
- (3) 通期の週休2日：対象期間内の現場閉所率が、4週8休（28.5%（8日／28日））以上、確保されていることをいう。

3 実施方法

- (1) 米子市が発注する全ての下水道施設工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日工事として相応しくないと判断したものは対象としない。
なお、災害対応等のやむを得ない事情により、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、現場説明書に対象外とする作業と期間を明示すること。
- (2) 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、「週休2日工事」である旨を現場説明書に明示すること。
- (3) 発注者は、土曜日及び日曜日、国民の祝日並びに年末年始及び夏季休暇を現場閉所日（以下「休工日」という。）とすることを前提とした標準工期算定式により工期を設定すること。
- (4) 週休2日工事の対象期間は、工事着手日から工事完成日（後片付け期間含む）までとし、余裕期間、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象外とする。

【例】工期が始期 9 / 1 ～終期 2 / 2 8 の工事の場合



- (5) 受注者は週休 2 日工事の対象期間において、月単位の週休 2 日の確保に努めること。
月単位の週休 2 日が確保できない場合、通期の週休 2 日の確保に努めること。なお、天候等により現場閉所した場合も、現場閉所日数に含める。
- (6) 受注者は、週休 2 日工事の対象期間において、受注者の責にもよらず現場作業を余儀なくされる期間が生じた場合、必要に応じて監督員と協議を行い、当該期間を週休 2 日の対象外とすることができる。
- (7) 受注者は、毎週土日の現場閉所が達成できるように努めること。

4 実施確認

受任者は、現場閉所の実績が確認できる資料（別紙「週休 2 日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を工期末の 1 4 日前までに提出すること。

なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員から求められた場合に提示すること。

5 積算方法等

発注者は、国土交通省が定める、月単位の週休 2 日の補正係数を、各経費に乗じた上で発注を行うこと。

現場閉所の実績が確認できる資料により、月単位の週休 2 日に満たない場合、通期の週休 2 日の補正係数に変更し、請負代金額の減額変更を行うこと。

通期の週休 2 日に満たない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数を除し、請負代金額の減額変更を行うこと。

6 その他

週休 2 日工事において、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日が達成できなかったとして

も、工事成績の減点等（ペナルティ）は行わない。

附 則

この要領は、令和6年12月5日から施行する。